

第5章 計画の推進

1. 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画の推進にあたっては、学校、地域社会、家庭が連携・協働して、具体的施策に取り組んでいきます。計画の実施過程においては、各年度の取り組むべき施策についてまとめた実施計画を策定して公表するとともに、本計画の着実な推進に向け、基本的方向ごとに「成果指標」や「取組指標」として目標値を設定し、取組成果の可視化を図ります。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検と評価を行います。その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表します。この点検と評価の結果は、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）の考え方に基づき、次年度以降の施策の改善に生かすよう努めます。

なお、社会・経済情勢の大きな変化や国の制度改正など教育を取り巻く状況の変化に応じて、随時、計画の内容を見直します。

